

3. 養育費の取決めに係る弁護士等の活用（補助額上限 15 万円）

補助内容

養育費の取決めに係る弁護士等（法テラス活用含む）へ依頼した費用を補助します。

対象経費

- 弁護士等（法テラス活用含む）に依頼した場合の費用

対象者（以下すべてに該当）

- ひとり親家庭の者、または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 養育費取決めに係る申立てを弁護士等に依頼し、費用を負担した者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 対象経費の領収書等
- 弁護士等と締結した契約書
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 支給上限金額を超えたとき、または弁護士等（法テラス活用含む）から援助の終結決定がされたとき
-